

# 学校いじめ防止基本方針

大島町立つばき小学校

## いじめに関する基本的認識

- ・いじめは、人として決して許されない行為である。日頃から、「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。
- ・いじめは、どの学校、どの学級でも起こりえることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、事案対処における適切な早期対応に取り組むことが重要である。

## いじめの定義

～文部科学省「生徒指導提要」2022年 第4章いじめ」より（抜粋）～

「平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月から施行された。いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの。また、平成29年には法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められ、「生命・心身・財産重大事態」、「不登校重大事態」とされ、これらの原因として、いじめ（疑いも含む）が確認されれば、「組織を設け適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施すると定められた。

## 学校いじめ対策委員会

- ・いじめ（疑いも含む）に関する事案が発見されたり、うったえがあったりした場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を立ち上げる。いじめ問題への早期対応について中核的な役割を担うものである。
- ・校長、副校長、生活指導主任、各担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者から構成する。
- ・いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。

## 4つの主な取組と役割分担

### 未然防止

### 早期発見

### 事案対処における早期対応

### 重大事態（重大性の高い）事案への対応

#### ◎いじめに関する校内での取り組み

- 担当者(生活指導主任)
- \*内容
  - ・授業、学校生活全般における児童指導の充実を図るための年間計画の見直し
  - ・「いじめ防止研修（年3回）」OJT研修の実施
  - ・情報共有の可視化
  - ・学校いじめ防止基本方針の児童、保護者へ周知し、認知を図る工夫

#### ◎いじめに関する授業の充実

- 担当者(生活指導主任、担任)
- \*内容
  - ・「いじめ」に関する道徳授業の充実（年に3回）
  - ・学級活動の充実
  - ・情報モラル教育の充実
  - ・生活朝会での全校へのいじめ防止の指導
  - ・ふれあい月間での指導（年3回）

#### ◎学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催

- 担当者(生活指導主任)
- \*内容
  - ・民生児童委員、大島警察署、教育長、教育相談室長、子ども家庭支援センター、校長、副校長、生活指導主任との連絡会議

#### ◎SCによる全員面接

- 担当者(特別支援コーディネーター、教育相談担当)
- \*内容
  - ・SCによる全員面接（5年生）
  - ・SCと担任と特別支援
  - ・学校いじめ対策委員会との連携

#### ◎いじめ実態調査の実施・分析・活用

- 担当者(生活指導主任、担任、副担任)
- \*内容
  - ・いじめの実態把握と聞き取り
  - ・振り返りアンケート実施
  - ・担任による実態把握と発見、生活指導夕会で報告
  - ・複数の教員による観察（情報の収集・整理・記録）
  - ・SCとの連携
  - ・実態調査の保管（中学校卒業までデータで保管）

#### ◎学校・学年だよりや保護者会の積極的な活用

- 担当者(各担任)
- \*内容
  - ・年度初めに学校いじめ防止基本方針の説明・周知・HPの掲載
  - ・学校と家庭との連携
  - ・地域(民生児童委員、主任児童委員等)への協力依頼

#### 学校いじめ対策委員会での対応会議

#### ◎被害の児童・保護者に対する対応

##### SC等を活用したケア

- 担当者(担任、副担任、養護教諭、SC)
- ※当該児童が話しやすい教職員
- \*内容
  - ・情報把握と事実確認
  - ・児童への対応の検討
  - ・保護者との日常的な連携
  - ・SC等を活用した心のケア
  - ・定期的な情報共有
  - ・継続した見守り（解決後も）
  - ・解決後も3・6ヶ月毎の情報共有会議の開催

#### ◎加害の児童に対する組織的・継続的な観察、指導等

- 担当者(生活指導主任、担任、副担任、SC)
- ※当該児童が話しやすい教職員
- \*内容
  - ・事実の究明と支援及び指導
  - ・児童への対応の検討
  - ・対応方針と役割分担の決定
  - ・いじめの関係者への指導
  - ・いじめを行った児童の保護者との連携
  - ・SC等を活用しいじめを行った児童への心のケア
  - ・継続した見守り（解決後も）

#### ◎地域人材を活用した

##### 登下校時の見守り

- 担当者(副校長、生活指導主任)
- \*内容
  - ・大島警察署等の登下校の見守り
  - ・明治会・千歳会の登校の見守り

#### 重大事態発生の場合

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の沿って迅速な対応を行う。

#### 学校いじめ対策委員会での対応会議

#### ◎被害の児童に対する複数教員によるマンツーマンでの保護

- 担当者(担任、副担任、養護教諭、SC、生活指導主任)
- ※当該児童が話しやすい教職員
- \*内容
  - ・担任及び副担任、養護教諭、生活指導主任等による複数での保護体制
  - ・SCとの連携
  - ・継続した見守り（解決後も）
  - ・解決後も3・6ヶ月毎の情報共有会議の開催

#### ◎警察への相談・通報

- 担当者(副校長)
- \*内容
  - ・犯罪となり得る重篤なケースの報告

#### ◎学校いじめ対策緊急保護者会の開催

- 担当者(副校長)
- \*内容
  - ・緊急保護者会対応
  - ・経過説明、対応策、再発防止策